

## 生活文化局

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財 産

#### 2 実地審査場所

生活文化局

#### 3 審査の手続

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての審査を行うに当たり、生活文化局執行分について決算計数及び執行状況の確認・分析を行い、併せて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のうち、生活文化局所管の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

### 第3 決算の概要

#### 1 歳入歳出決算の状況

##### (1) 一般会計

##### ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減額	収入率
使用料及手数料	1,792,791	1,288,959	503,831	71.9
国庫支出金	14,722,774	16,298,759	1,575,985	110.7
財産収入	602,886	584,639	18,246	97.0
繰入金	32,096,102	32,096,102	0	100
諸収入	1,768,581	1,766,827	1,753	99.9
計	50,983,134	52,035,289	1,052,155	102.1

歳入は、第7款使用料及手数料ほか4款であり、予算現額509億8,313万余円、収入済額520億3,528万余円、比較増額10億5,215万余円、収入率102.1%である。

歳入の主な内容は、使用料及手数料(収入済額12億8,895万余円)の旅券発給の手数料等、国庫支出金(収入済額162億9,875万余円)の私立学校経常費等に伴う国庫補助金、繰入金(収入済額320億9,610万余円)の国際平和文化交流基金繰入金及び男女平等推進基金繰入金、諸収入(収入済額17億6,682万余円)の学務費貸付金元利収入等である。

なお、第9款財産収入(項：財産運用収入)及び第12款諸収入(項：貸付金元利収入、項：雑入)において、不納欠損額(237万余円)及び収入未済額(7億8,591万余円)が生じている。

##### イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
生活文化費	25,211,867	22,760,137	0	2,451,729	90.3
学務費	128,231,133	126,866,852	0	1,364,280	98.9
諸支出金	377	377	0	0	100
計	153,443,377	149,627,366	0	3,816,010	97.5

歳出は、第4款生活文化費、第14款学務費及び第18款諸支出金の3款で、4項12目に区分し執行しており、予算現額1,534億4,337万余円、支出済額1,496億2,736万余円、不用額38億1,601万余円、執行率97.5%である。

生活文化費の主な執行内容は、

- ・都政に関する広報広聴等
  - (項)生活文化費 (目)広報広聴費 38億8,072万余円
- ・江戸東京博物館等文化施設の運営等
  - (項)生活文化費 (目)文化振興費 88億2,984万余円
- ・渡航事務等
  - (項)生活文化費 (目)都民協働推進費 20億8,706万余円

学務費の主な執行内容は、

- ・私立高等学校経常費補助等
    - (項)私立学校振興費 (目)助成費 1,257億2,087万余円
- である。

## 2 財産の管理状況

### ア 財産

区 分	平成14年度末現在高	平成13年度末現在高	増( )減
1 公有財産			
土地	136,787.51 m <sup>2</sup>	112,730.59 m <sup>2</sup>	24,056.92 m <sup>2</sup>
建物	367,288.44 m <sup>2</sup>	228,866.11 m <sup>2</sup>	138,422.33 m <sup>2</sup>
物権(地上権)	1,020.61 m <sup>2</sup>	1,020.61 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
無体財産権	著作権 6件 商標権 28件	著作権 6件 商標権 28件	0件 0件
有価証券	株券 695,000,000円	株券 695,000,000円	0円
出資による権利	946,000,000円	1,246,000,000円	300,000,000円
2 物品	3,145点	2,009点	1,136点
3 債権	12,304,257,820円	12,959,177,997円	654,920,177円
4 基金	0円	32,107,008,987円	32,107,008,987円

生活文化局で所管している財産は上表のとおりであり、物品の管理に問題が認められたので、別項のとおり意見を付す。

財産の主な増減事由は、

- ・土地、建物及び物品の増加は、東京芸術劇場等4文化施設の敷地(2万4,056.92m<sup>2</sup>)建物(13万8,449.65m<sup>2</sup>)及び物品(1,137点)の教育庁からの所管・所属換えによるもの
- ・出資による権利の減少は、財団法人東京女性財団解散に伴う出えん金(3億円)の返還によ

るもの

- ・債権の減少は、育英資金貸付金（5億536万余円）等の返還によるもの
  - ・基金の減額は、国際平和文化交流基金及び男女平等推進基金の廃止に基づく取崩しによるもの
- である。

イ 債権のうち貸付金の年度末残高

（単位：千円）

貸付金の種類（名称）	平成14年度末残高	滞納（収入未済）額
公衆浴場施設確保資金貸付金	744,176	2,105
育英資金貸付金	9,858,295	716,312
進学奨励事業学資金貸付金	383,641	42,174

### 3 別項意見

#### (1) 財 産

##### ア 絵画等美術品の物品管理を適正に行うべきもの

生活文化局は、文化施設の充実・強化のため、東京都現代美術館（以下「現代美術館」という。）を平成14年度、教育庁から所管換えし、それに伴う土地、建物、収蔵美術品、その他付随する財産を引き継いでいる。

これらの財産の中で、絵画等美術品は、表1のとおり、3,821点となっている。

絵画等美術品は、東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号。以下「物品管理規則」という。）に基づき美術工芸品として類別されるものであり、価格により備品または消耗品に区分し、データファイル等に記録し、物品として管理しなければならない。また、100万円以上の高額なものについては、決算時に重要物品として財産に関する調書に記載することとされている。

しかしながら、絵画等美術品3,821点のうち1,411点については、評価がなされておらず、価格が不明であるため区分・記録等が行われず、物品管理規則に基づく物品としての管理が行われていないことが認められた。

現代美術館が収蔵するこうした絵画等美術品は、当然のことながら、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条に定める都の財産であり、かつ貴重な文化財であることから、局は、未評価の美術品について、価格評価手続をとるなど、物品としての管理を適正に行われたい。

（表1）現代美術館の絵画等美術品の収蔵状況

評価済作品	重要物品（100万円以上）	695件
	上記以外の備品	1,715件
未評価作品		1,411件
計		3,821件

## 都 市 計 画 局

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 特別会計

都市開発資金会計

(3) 財 産

#### 2 実地審査場所

都市計画局

#### 3 審査の手続

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての審査を行うに当たり、都市計画局執行分について決算計数及び執行状況の確認・分析を行い、併せて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のうち、都市計画局所管の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

### 第3 決算の概要

#### 1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳 入

(単位：千円、%)

科 目(款)	予 算 現 額	収 入 済 額	比較増( )減額	収 入 率
使用料及手数料	1,459,650	1,389,029	70,620	95.2
国 庫 支 出 金	1,615,312	1,334,349	280,962	82.6
財 産 収 入	265,832	1,336,461	1,070,629	502.7
繰 入 金	12,490,521	9,094,122	3,396,398	72.8
諸 収 入	20,992,135	23,788,551	2,796,416	113.3
計	36,823,450	36,942,514	119,064	100.3

歳入は、第7款使用料及手数料ほか4款であり、予算現額368億2,345万円、収入済額369億4,251万余円、比較増額1億1,906万余円、収入率100.3%である。

歳入の主な内容は、使用料及手数料(収入済額13億8,902万余円)の建設業許可の手数料、国庫支出金(収入済額13億3,434万余円)の土地区画整理助成費の国庫補助金等、財産収入(収入済額13億3,646万余円)の株式配当金、諸収入(収入済額237億8,855万余円)の首都高速道路公団等に対する貸付金の元金収入である。

なお、第12款諸収入(項:雑入)において収入未済額(79万余円)が生じている。

## イ 歳 出

(単位:千円、%)

科 目(款)	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
都 市 計 画 費	142,072,639	127,842,461	11,399,174	2,831,003	90.0

歳出は、第5款都市計画費で3項15目に区分し執行しており、予算現額1,420億7,263万余円、支出済額1,278億4,246万余円、翌年度繰越額113億9,917万余円、不用額28億3,100万余円、執行率90.0%である。

主な執行内容は、

- ・都市計画区域内における土地区画整理事業施行者に対する補助金等  
 (項)都市計画費 (目)土地区画整理助成費 89億7,290万余円
- ・八王子市外22市2町2村の施行した都市計画事業等に対する補助金等  
 (項)都市計画費 (目)市町村土木補助費 6億4,305万余円
- ・都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業に対する補助金等  
 (項)都市計画費 (目)市街地再開発事業助成費 10億9,182万余円
- ・地下高速鉄道建設助成等に対する補助金及び出資金等  
 (項)都市計画費 (目)都市交通施設等助成費  
 1,069億3,517万余円

である。

翌年度繰越は、繰越明許費で、主な内容は、首都圏新都市鉄道株式会社に対する常磐新線整備事業に係る111億8,680万円である。

(2) 都市開発資金会計

ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減	収入率
財産収入	16,438,911	4,211,723	12,227,187	25.6
繰入金	4,498,000	2,237,046	2,260,953	49.7
諸収入	588	306	281	52.0
都債	1,000,000	0	1,000,000	0
繰越金	1	10,748,246	10,748,245	-
計	21,937,500	17,197,322	4,740,177	78.4

歳入は、第1款財産収入ほか4款であり、予算現額219億3,750万円、収入済額171億9,732万余円、比較減額47億4,017万余円、収入率78.4%である。

歳入の主な内容は、財産収入(42億1,172万余円)の都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和41年法律第20号、以下「法」という。)に基づき買収した都市施設用地の売払代金、繰越金(107億4,824万余円)の前年度からの繰越金である。

イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
用地費	21,937,500	17,197,322	0	4,740,177	78.4

歳出は、第1款用地費で1項3目に区分し執行しており、予算現額219億3,750万円、支出済額171億9,732万余円、不用額47億4,017万余円、執行率78.4%である。

主な執行内容は、

- ・法に基づき先行取得した用地に係る売払代金等の一般会計への繰出金

(項)用地費 (目)一般会計繰出金 90億9,412万余円

- ・法に基づく都市施設用地の買収に要した経費の借入金に係る償還のための公債費会計への繰出金

(項)用地費 (目)公債費会計繰出金 81億314万余円

である。

## 2 財産の管理状況

### ア 財産

区 分	平成14年度末現在高	平成13年度末現在高	増( )減
1 公有財産			
土 地	9,928.17 m <sup>2</sup>	9,928.17 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
建 物	19,002.37 m <sup>2</sup>	17,802.97 m <sup>2</sup>	1,199.40 m <sup>2</sup>
無体財産権	著作権 1 件	著作権 1 件	0 件
有価証券	株券 86,006,500,000 円	株券 85,118,500,000 円	888,000,000 円
	出資証券 27,065,681,500 円	出資証券 27,065,681,500 円	0 円
出資による権利	183,373,590,200 円	172,285,590,200 円	11,088,000,000 円
2 物 品	235 点	236 点	1 点
3 債 権	618,090,311,981 円	582,465,823,312 円	35,624,488,669 円

都市計画局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・ 建物の増加は、多摩建築指導事務所庁舎の新築によるもの
- ・ 有価証券(株券)の増加は、東京臨海高速鉄道株式会社に対する出資等によるもの
- ・ 出資による権利の増加は、首都高速道路公団に対する出資によるもの
- ・ 債権の増加は、首都圏新都市鉄道株式会社に対する貸付け等によるもの

である。

### イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位:千円)

貸付金の種類(名称)	平成14年度末残高	滞納(収入未済)額
首都高速道路公団貸付金	221,045,672	0
東京都地下鉄建設株式会社貸付金	200,582,845	0
多摩都市モノレール株式会社貸付金	27,500,000	0
帝都高速度交通営団貸付金	77,452,154	0
首都圏新都市鉄道株式会社貸付金	91,509,640	0

## 環 境 局

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財 産

#### 2 実地審査場所

環 境 局

#### 3 審査の手続

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての審査を行うに当たり、環境局執行分について決算計数及び執行状況の確認・分析を行い、併せて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のうち、環境局所管の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書のうち、環境局所管の計数について、次のとおり、計数の一部に誤りが認められた。

#### (1) 財産管理

##### ア 公有財産について

##### 土 地

(ア) 土地 3, 810.39 $m^2$  (東久留米金山緑地保全用地の一部 1, 153.39 $m^2$ 、小笠原国立公園敷地の一部 2, 657 $m^2$ ) が登載漏れとなっている。

(イ) 土地 2, 161.51 $m^2$  (立川崖線緑地保全用地の一部) が過大に登載されている。

##### イ 物品について

(ア) 物品 14点 (廃棄物埋立管理事務所の車両 14台) が登載漏れとなっている。

(イ) 物品 9点 (廃棄物埋立管理事務所の河川清掃船 2隻及び車両 7台) が過大に登載されている。

### 第3 決算の概要

#### 1 歳入歳出決算の状況

##### (1) 一般会計

##### ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減額	収入率
分担金及負担金	48,531	18,273	30,257	37.7
使用料及手数料	2,415,429	3,012,520	597,091	124.7
国庫支出金	756,954	616,782	140,171	81.5
財産収入	59,062	99,282	40,220	168.1
寄附金	200	0	200	0
繰入金	62,895	40,986	21,908	65.2
諸収入	9,791,313	8,341,155	1,450,157	85.2
計	13,134,384	12,128,999	1,005,384	92.3

歳入は、第6款分担金及負担金ほか6款であり、予算現額131億3,438万余円、収入済額121億2,899万余円、比較減額10億538万余円、収入率92.3%である。

歳入の主な内容は、使用料及手数料(収入済額30億1,252万余円)の廃棄物処理手数料、国庫支出金(収入済額6億1,678万余円)の自然公園整備費補助に係る国庫補助金、諸収入(収入済額83億4,115万余円)の保存樹林公有化資金貸付けに係る貸付金元利収入である。

なお、第7款使用料及手数料(項：使用料、項：手数料)において、不納欠損額(3,046万余円)及び収入未済額(9,944万余円)が、第9款財産収入(項：財産運用収入)において、収入未済額(1万余円)が、第12款諸収入(項：延滞金及加算金、項：貸付金元利収入、項：雑入)において、不納欠損額(21万余円)及び収入未済額(2億4,620万余円)が生じている。

##### イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
環境費	37,793,912	29,976,647	3,359,421	4,457,843	79.3
諸支出金	109	85	0	23	78.0
計	37,794,021	29,976,733	3,359,421	4,457,866	79.3

歳出は、第6款環境費及び第18款諸支出金の2款で4項12目に区分し執行しており、予算現額377億9,402万余円、支出済額299億7,673万余円、翌年度繰越額33億5,942万余円、不用額44億5,786万余円、執行率79.3%である。

主な執行内容は、

- ・環境保全対策に従事する職員の人件費  
(項)環境保全費 (目)管理費 37億5,440万余円
- ・環境保全活動支援のための融資あっせん、発生源規制指導等  
(項)環境保全費 (目)環境改善費 29億5,401万余円
- ・自動車公害対策  
(項)環境保全費 (目)自動車公害対策費 32億4,087万余円
- ・緑地保全策の推進、自然公園の管理等  
(項)環境保全費 (目)自然環境費 55億8,556万余円
- ・廃棄物の埋立処分、道路清掃作業等  
(項)廃棄物費 (目)廃棄物対策費 78億4,850万余円

である。

翌年度繰越額は、繰越明許費14億3,432万余円及び事故繰越19億2,509万余円である。繰越明許費の内容はディーゼル車特別融資あっせん事業に係る信用保証料補助10億5,663万余円、保全緑地の公有化事業に係る公有財産購入費3億7,769万余円であり、事故繰越の内容は自動車公害対策に係る補助金である。

## 2 財産の管理状況

### ア 財産

区 分	平成14年度末現在高	平成13年度末現在高	増( )減
1 公有財産			
土 地	7,716,195.32 m <sup>2</sup>	4,678,493.12 m <sup>2</sup>	3,037,702.20 m <sup>2</sup>
建 物	101,249.40 m <sup>2</sup>	87,036.98 m <sup>2</sup>	14,212.42 m <sup>2</sup>
動産(船舶)	3隻(140.41総トン)	3隻(140.41総トン)	0隻
(浮ドック)	1個	1個	0個
物権(地上権)	5,162,523.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5,162,523.00 m <sup>2</sup>
(鉱業権)	14,067,200.00 m <sup>2</sup>	14,067,200.00 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
無体財産権	特許権 12件 " (その他準ずる権利) 6件 著作権 1件	特許権 7件 " (その他準ずる権利) 9件 著作権 1件	5件 3件 0件
有価証券	株券 187,500,000円	株券 187,500,000円	0円
出資による権利	606,000,000円	606,000,000円	0円
2 物 品	1,007点	1,137点	130点
3 債 権	7,982,801,606円	10,536,722,475円	2,553,920,869円
4 基 金	10,215,008,030円	10,210,940,813円	4,067,217円

環境局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の増加は、自然公園敷地(301万2,855.81m<sup>2</sup>)の建設局からの移管によるもの
- ・建物の増加は、大井清掃工場職務住宅等(6,895.72m<sup>2</sup>)の東京二十三区清掃一部事務組合への譲与による減少があるものの、自然公園敷地内の休憩所等(2万1,425.14m<sup>2</sup>)の建設局からの移管によるもの
- ・物権(地上権)の増加は、都立大島公園敷地の一部(511万5,411.04m<sup>2</sup>、泉津財産区、差木地財産区)及び都立八丈植物公園敷地の一部(4万7,111.96m<sup>2</sup>、国有地)の建設局からの移管によるもの
- ・物品の減少は、大気及び水質に係る測定機器(82点)等の廃棄によるもの
- ・債権の減少は、保存樹林地等公有化資金貸付金(30億7,689万余円)の返還によるもの

である。

## イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位：千円)

貸付金の種類(名称)	平成14年度末残高	滞納(収入未済)額
公害防止資金貸付金	1,819,854	185,265
保存樹林地等公有化資金貸付金	6,123,026	0
公共事業の施行に伴う移転資金貸付金	31,919	8
浄化槽点検業務委託に伴う事業資金貸付金	8,000	0

# 福 祉 局

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 特別会計

母子福祉貸付資金会計

心身障害者扶養年金会計

(3) 財 産

### 2 実地審査場所

福 祉 局

### 3 審査の手続

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての審査を行うに当たり、福祉局執行分について決算計数及び執行状況の確認・分析を行い、併せて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のうち、福祉局所管の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

### 第3 決算の概要

#### 1 歳入歳出決算の状況

##### (1) 一般会計

##### ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減額	収入率
分担金及負担金	2,274,504	2,366,063	91,559	104.0
使用料及手数料	23,141,870	19,278,233	3,863,636	83.3
国庫支出金	55,622,961	48,763,576	6,859,384	87.7
財産収入	109,994	136,623	26,629	124.2
寄附金	1,000	4,558	3,558	455.8
繰入金	401,000	407,385	6,385	101.6
諸収入	11,696,726	14,011,636	2,314,910	119.8
計	93,248,055	84,968,076	8,279,978	91.1

歳入は、第6款分担金及負担金ほか6款であり、予算現額932億4,805万余円、収入済額849億6,807万余円、比較減額82億7,997万余円、収入率91.1%である。

歳入の主な内容は、使用料及手数料(収入済額192億7,823万余円)の介護老人福祉施設における介護報酬、国庫支出金(収入済額487億6,357万余円)の児童扶養手当給付費に対する国庫負担金、諸収入(収入済額140億1,163万余円)の知的障害者援護施設等の施設入所に伴う区市からの措置費等である。

なお、第6款分担金及負担金(項：負担金)において、不納欠損額(3,443万余円)及び収入未済額(3億5,816万余円)、第7款使用料及手数料(項：使用料、項：手数料)において、不納欠損額(259万余円)及び収入未済額(2,222万余円)、第9款財産収入(項：財産運用収入)において、収入未済額(5万余円)、第12款諸収入(項：貸付金元利収入、項：受託事業収入、項：弁償金及報償金、項：雑入)において、不納欠損額(2,313万余円)及び収入未済額(23億71万余円)が生じている。

##### イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
福祉費	559,331,962	498,727,675	935,724	59,668,562	89.2
諸支出金	6,890,130	6,757,707	0	132,422	98.1
計	566,222,092	505,485,383	935,724	59,800,984	89.3

歳出は、第7款福祉費及び第18款諸支出金の2款で9項31目に区分し執行しており、予算現額5,662億2,209万余円、支出済額5,054億8,538万余円、翌年度繰越額9億3,572万余円、不用額598億98万余円、執行率89.3%である。

主な執行内容は、

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護費、区市に対する都負担金等に要したものの

（項）生活福祉費 （目）生活保護費 217億225万余円

- ・シルバーパスの交付等高齢者福祉の増進に要したものの

（項）高齢福祉費 （目）高齢福祉費 273億1,821万余円

- ・老人医療センター等の運営に要したものの

（項）高齢福祉費 （目）病院費 131億7,484万余円

- ・児童育成手当の支給、学童クラブ事業等児童・母子の福祉増進に要したものの

（項）子ども家庭福祉費（目）子ども家庭福祉費 360億3,571万余円

- ・児童養護施設等の運営、保育所運営費都負担金の支出等保育事業の助成に要したものの

（項）子ども家庭福祉費（目）児童福祉施設費 601億2,763万余円

- ・心身障害者（児）ホームヘルプサービス事業補助、重度心身障害者手当の支給等心身障害者福祉の増進に要したものの

（項）心身障害者福祉費（目）心身障害者福祉費 255億4,801万余円

- ・心身障害者（児）施設の運営及び管理委託並びに心身障害者（児）の保護委託に要したものの

（項）心身障害者福祉費（目）心身障害者施設費 384億2,272万余円

- ・介護保険給付費負担金等介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に要したものの

（項）保険費 （目）介護保険費 515億8,852万余円

- ・老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療給付の費用負担及び重度心身障害者（児）等に対する医療費助成事業に要したものの

（項）保険費 （目）医療助成費 991億6,795万余円

- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）等に基づく社会福祉施設等の整備費補助に要したものの

（項）施設整備費 （目）社会福祉施設等整備助成費  
273億5,591万余円

である。

翌年度繰越額は、繰越明許費で、内容は児童福祉施設整備費補助に係る5億2,121万余円、介護予防拠点整備費補助に係る4億1,451万余円である。

(2) 母子福祉貸付資金会計

ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減額	収入率
事業収入	1,295,129	1,569,439	274,310	121.2
繰入金	914,578	771,535	143,043	84.4
諸収入	6,941	2,737	4,203	39.4
都債	1,505,734	1,219,648	286,086	81.0
繰越金	542,618	972,943	430,325	179.3
計	4,265,000	4,536,303	271,303	106.4

歳入は、第1款事業収入ほか4款であり、予算現額42億6,500万円、収入済額45億3,630万余円、比較増額2億7,130万余円、収入率106.4%である。

歳入の主な内容は、事業収入(収入済額15億6,943万余円)の返還金等、都債(収入済額12億1,964万余円)である。

なお、第1款事業収入(項：返還金、項：利子収入)において、不納欠損額(247万余円)及び収入未済額(23億1,412万余円)が生じている。

イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
貸付費	4,265,000	3,667,905	0	597,094	86.0

歳出は、第1款貸付費の1項1目で執行しており、予算現額42億6,500万円、支出済額36億6,790万余円、不用額は5億9,709万余円、執行率86.0%である。

執行内容は、

- ・母子福祉貸付資金の貸付金及び事務費に要したもの

(項)貸付費

(目)貸付費

36億6,790万余円

である。

なお、執行内容の一部に問題点が認められたので、別項のとおり意見を付す。

(3) 心身障害者扶養年金会計

ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減額	収入率
事業収入	1,207,408	1,240,853	33,445	102.8
財産収入	228,302	225,959	2,342	99.0
繰入金	2,750,231	2,565,614	184,616	93.3
諸収入	58	2,326	2,268	-
繰越金	1	54,756	54,755	-
計	4,186,000	4,089,509	96,490	97.7

歳入は、第1款事業収入ほか4款であり、予算現額41億8,600万円、収入済額40億8,950万余円、比較減額9,649万余円、収入率97.7%である。

歳入の主な内容は、事業収入(収入済額12億4,085万余円)の掛金収入、繰入金(収入済額25億6,561万余円)の事務費等繰入金等である。

なお、第1款事業収入(項：掛金収入)において、収入未済額(1,610万余円)、第4款諸収入(項：雑入)において、収入未済額(424万余円)が生じている。

イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
扶養年金費	4,186,000	4,058,190	0	127,809	96.9

歳出は、第1款扶養年金費の1項1目で執行しており、予算現額41億8,600万円、支出済額40億5,819万余円、不用額は1億2,780万余円、執行率96.9%である。

執行内容は、

- ・心身障害者扶養年金の給付に要したもの

(項) 扶養年金費 (目) 扶養年金費 40億5,819万余円

である。

## 2 財産の管理状況

### ア 財産

区 分	平成14年度末現在高	平成13年度末現在高	増( )減
1 公有財産			
土 地	1,577,681.03 m <sup>2</sup>	1,578,878.65 m <sup>2</sup>	1,197.62 m <sup>2</sup>
建 物	580,399.71 m <sup>2</sup>	594,933.95 m <sup>2</sup>	14,534.24 m <sup>2</sup>
無体財産権	特許権(準ずる権利) 4 件 著作権 23 件 意匠権 0 件	特許権(準ずる権利) 4 件 著作権 17 件 意匠権 1 件	0 件 6 件 1 件
出資による権利	49,500,000 円	349,500,000 円	300,000,000 円
2 物 品	2,507 点	2,448 点	59 点
3 債 権	28,533,422,743 円	27,584,326,771 円	949,095,972 円
4 基 金	98,338,206,359 円	92,466,109,142 円	5,872,097,217 円

福祉局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の減少は、伊豆山老人ホームの敷地(2万9,212.07m<sup>2</sup>)を財務局へ所管換えしたものの
- ・建物の減少は、板橋看護専門学校寄宿舎(4,913.84m<sup>2</sup>)、校舎(2,933.87m<sup>2</sup>)を健康局へ所管換えしたものの
- ・出資による権利の減は、財団法人東京都地域福祉財団(2億円)、財団法人東京都老人総合研究所(1億円)の解散によるもの
- ・債権の増加は、母子福祉資金貸付金が増加(16億5,503万9,270円)したものの
- ・基金の増加は、介護保険財政安定化基金が増加(59億627万8,951円)したものである。

### イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位：千円)

貸付金の種類(名称)	平成14年度末残高	滞納(収入未済)額
同和生業資金貸付金	102,919	1,110,599
同和応急生活資金貸付金	1,600	58,576
災害援護資金貸付金	99,680	0
社会福祉事業振興資金貸付金	3,210,455	0
女性福祉資金貸付金	1,126,801	264,262
保育士修学資金貸付金	13,859	10,990
介護保険財政安定化基金貸付金	90,933	0
介護老人福祉施設運営資金貸付金	423,810	0
母子福祉資金貸付金	22,377,975	2,314,128

### 3 別項意見

#### (1) 母子福祉貸付資金会計

##### ア 歳入

(ア) 一般会計からの事務費繰入額の算定について適切に対応すべきもの

母子福祉資金貸付制度は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)に基づき特別会計を設けて行うこととされている。この貸付に関する事務に要する経費(以下「事務費」という。)については、法第36条第4項並びに母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第41条により、貸付金利子及び違約金等のうち当該年度に収納済となったものの3分の2に相当する額と一般会計からの繰入金をもって充てることとされている。

ところで、平成14年度決算状況について見たところ、一般会計からの繰入金のうち、貸付費繰入金については、表1のとおり、予算額(7億5,286万余円)に対して、貸付見込みを勘案して繰り入れた決算額(6億982万余円)となっている。

これに対し、事務費繰入金については、表2のとおり、予算額全額(1億6,171万余円)をそのまま歳入として同額繰り入れを行っているため、事務費歳入決算額(1億7,296万余円)が歳出決算額(1億2,639万余円)に比べて4,657万余円上回る状況が認められた。

この収支差額については、繰越金として次年度の貸付原資として活用されることになるものの、一会計年度で見た場合、一般会計からの事務費繰り入れとしては過大であり適切なものとはいえない。

局は、母子福祉貸付資金会計における一般会計からの事務費繰入額の算定について適切に対応されたい。

(表1) 母子福祉貸付資金会計貸付費繰入金決算状況 (単位:千円)

区	分	予 算 額	決 算 額
歳 入	一般会計貸付費繰入金	752,867	609,824

(表2) 母子福祉貸付資金会計事務費決算状況 (単位:千円)

区	分	予 算 額	決 算 額
歳 入	一般会計事務費繰入金	161,711	161,711
	事業収入注	15,337	11,258
	合 計 A	177,048	172,969
歳 出	事 務 費 B	177,048	126,395
収 支 差 額 C=A-B		0	46,574

(注)事業収入欄は、貸付金利子及び違約金等のうち当該年度に収納予定(済)の3分の2に相当する額を計上している。

# 健 康 局

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財 産

### 2 実地審査場所

健 康 局

### 3 審査の手続

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての審査を行うに当たり、健康局執行分について決算計数及び執行状況の確認・分析を行い、併せて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のうち、健康局所管の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

### 第3 決算の概要

#### 1 歳入歳出決算の状況

##### (1) 一般会計

##### ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増( )減	収入率
分担金及負担金	543,390	512,107	31,282	94.2
使用料及手数料	4,972,119	4,506,433	465,685	90.6
国庫支出金	27,653,058	23,717,460	3,935,597	85.8
財産収入	165,950	162,287	3,662	97.8
繰入金	0	43,735	43,735	-
諸収入	4,399,695	4,583,508	183,813	104.2
計	37,734,212	33,525,533	4,208,678	88.8

歳入は、第6款分担金及負担金ほか5款であり、予算現額377億3,421万余円、収入済額335億2,553万余円、比較減額42億867万余円、収入率88.8%である。

歳入の主な内容は、分担金及負担金(収入済額5億1,210万余円)の母子保健事業の自己負担金、使用料及手数料(収入済額45億643万余円)の看護専門学校授業料などの各種施設使用料、国庫支出金(収入済額237億1,746万余円)の精神保健事業の国庫補助金、諸収入(収入済額45億8,350万余円)の児童福祉施設における措置児童の医療費収入である。

なお、第6款分担金及負担金(項：負担金)において、不納欠損額(2,349万余円)及び収入未済額(2億9,191万余円)が、第7款使用料及手数料(項：使用料)において、収入未済額(312万余円)が、第12款諸収入(項：貸付金元利収入、項：雑入)において、不納欠損額(925万余円)及び収入未済額(2億6,873万余円)が生じている。

## イ 歳 出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
健康費	141,983,430	131,275,242	0	10,708,187	92.5
諸支出金	229,687	204,371	0	25,315	89.0
計	142,213,117	131,479,613	0	10,733,503	92.5

歳出は、第10款健康費及び第18款諸支出金の2款で7項22目に区分し執行しており、予算現額1,422億1,311万余円、支出済額1,314億7,961万余円、不用額107億3,350万余円、執行率92.5%である。

主な執行内容は、

- ・医学系研究所の助成
  - (項)健康管理費 (目)医学系研究所助成費 50億6,001万余円
- ・医療指導及び救急医療対策等
  - (項)医療政策費 (目)医療政策費 186億554万余円
- ・看護職員の養成及び定着対策等
  - (項)医療政策費 (目)医療人材対策費 41億9,955万余円
- ・児童の保護委託等及び民間児童福祉施設の整備補助
  - (項)医療福祉費 (目)子ども医療費 189億3,661万余円
- ・精神障害者に対する医療費助成及び精神障害者社会復帰対策等
  - (項)医療福祉費 (目)精神保健福祉費 227億987万余円
- ・難病医療費助成及び在宅難病患者対策等
  - (項)医療福祉費 (目)特定疾病対策費 133億963万余円
- ・健康診査及び老人保健事業等
  - (項)地域保健費 (目)健康推進費 74億5,722万余円

である。

## 2 財産の管理状況

### ア 財産

区 分	平成14年度末現在高	平成13年度末現在高	増( )減
1 公有財産			
土 地	376,221.18 m <sup>2</sup>	379,872.43 m <sup>2</sup>	3,651.25 m <sup>2</sup>
建 物	352,977.65 m <sup>2</sup>	345,784.15 m <sup>2</sup>	7,193.50 m <sup>2</sup>
無体財産権	特許権 3 件 著作権 2 件	特許権 3 件 著作権 2 件	0 件 0 件
出資による権利	517,000,000 円	517,000,000 円	0 円
2 物 品	2,420 点	2,466 点	46 点
3 債 権	5,962,771,495 円	5,719,535,726 円	243,235,769 円

健康局で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の減少は、牛込保健所敷地（2,582.94 m<sup>2</sup>）の財務局への引継ぎによるもの
- ・建物の増加は、板橋看護専門学校寄宿舎（4,913.84 m<sup>2</sup>）の福祉局からの所管換えによるもの
- ・債権の増加は、献血ルームに係る入居保証金（5億8,893万9,936円）によるものである。

### イ 債権のうち貸付金の年度末残高

（単位：千円）

貸付金の種類（名称）	平成14年度末残高	滞納（収入未済）額
救急医療機関整備資金貸付金	185,485	7,035
看護師二年課程定時制学生生計資金貸付金	70,253	48,875
民間医療機関宿舍建設資金貸付金	117,965	4,814
民間医療機関保育施設建設資金貸付金	9,111	0
民間精神病院建築資金貸付金	31,491	0